○地方公共団体情報システムの標準化に関する法律第二条第一項に規定する標準化対象事務を定める政令に規定するデジタル庁令・総務省令で定める事務を定める命令第十三条各号に規定する事務の処理に係るシステムに必要とされる機能等に関する標準化基準を定める省令附則第三条の規定に基づき、同条の規定により厚生労働大臣が認める地方公共団体が利用する介護保険システム及び厚生労働大臣が定める日（同三〇五）　五四
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等の一部を改正する件（同三〇六）　五五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等（同三〇七）　五五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第四項に規定する厚生労働大臣が定める日を廃止する件（同三〇八）　五五
○租税特別措置法施行令第二十六条の二十七の三第五項の規定に基づき厚生労働大臣が定める一般用医薬品等を廃止する件（同三〇九）　五五

〔その他告示〕

○大韓民国産及び中華人民共和国産溶融亜鉛めっき鋼帯及び鋼板に対して関税定率法第八条第九項の規定により暫定的な不当廉売関税を課することが決定した件（財務二一〇）　五五
○輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件（同二一一）　六一
○種苗法第四十九条第一項第五号の規定に基づき品種登録を取り消した件（農林水産一一三八～一一四五）　六四

〔官庁報告〕

国家試験

社会福祉士国家試験の施行（厚生労働省）　六六
社会福祉士試験委員の公告（同）　六九
精神保健福祉士国家試験の施行（同）　七一
精神保健福祉士試験委員の公告（同）　七一

〔公　告〕

諸事項

官庁

犯罪被害財産支給手続開始決定、登録政治資金監査人登録・登録抹消・証票亡失関係　七一
裁判所

破産、免責、再生関係　七二
特殊法人等

裁判所共済組合（定款の一部変更・令和七年度決算）、独立行政法人都市再生機構関係　一〇〇
地方公共団体

解散命令、教育職員免許状失効、行旅死亡人、公示送達関係　一〇二

会社その他

会社決算公告　一〇三

本号で公布された法令のあらまし

◇独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第二百四十九号）（文部科学省）

第１　独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正

独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十七条の二第一項に規定する学資支給金の額を定めるときに用いる支給額算定基準額の算定について、支給対象者が学資支給金支給年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童、かつ前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものであって、当該学資支給金支給年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該学資支給金支給年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該支給対象者の所得に応じて定める額を控除することとする。（第八条の二第四項関係）

第２　大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正

大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第四条第二項に規定する授業料等減免の額を定めるときに用いる減免額算定基準額の算定について、授業料等減免対象者が授業料等減免実施年度の前年度の十二月三十一日においてその生計維持者と生計を一にする親族又は里親に委託された児童、かつ前年の合計所得金額が百二十三万円以下であるものであって、当該授業料等減免実施年度の前年度の一月一日から三月三十一日までの間に十九歳に達した者であるときは、当該授業料等減免実施年度分の当該生計維持者の課税総所得金額等の合計額から、当該授業料等減免対象者の所得に応じて定める額を控除することとする。（第二条第二項関係）